

(非公募)

山口市市民会館指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 山口市市民会館

2 指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
公益財団法人 山口市文化振興財団
理事長 中野 勉
山口市中国町7番7号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本法人は、山口市における文化の振興を図るため、企画事業を実施するとともに、市民の自主的かつ創造的な文化活動を支援促進し、もって個性豊かな地域社会の形成と市民生活の向上に寄与することを目的として設立されている。

この目的を達成するため、市民の文化振興に関する事業の企画実施、市民の文化活動の育成及び支援、文化振興に関する調査研究、文化に関する情報の収集及び提供、文化施設の管理運営などの事業を行っている。

5 非公募施設とした理由

山口市市民会館は、市民文化の向上及び福祉の増進を目的に、公益性の高い事業実施することで、市民による文化活動の支援及び市民文化の底上げに寄与しています。

これまで市民ニーズを把握し、質の高い多様な文化芸術の鑑賞機会を提供してきましたが、今年7月に山口市産業交流拠点施設 KDDI 維新ホールの供用開始がされた中、本市の文化政策の方向性を踏まえ、今後より一層、市民の文化活動の創造・発表の場として利用しやすく、幅広い世代が多種多様な文化に触れる機会を提供する施設となることが求められています。

また、ハード面では開館50周年を迎え、老朽化が進む中で、随時の修繕に対応しながら運営している状況です。利用制限が伴うトラブルが発生した場合、事業計画やサービス提供に影響を与えるため、運営上のリスクを抱えていますが、現在の指定管理者である公益財団法人山口市文化振興財団は市の出資団体で、平時から密に連携しており非常時にも迅速に対応することが可能です。

さらに、山口情報芸術センター及び中原中也記念館の指定管理者でもあることから、3館の連携による運営上の効果、財団情報誌「any」を活用した効果的な広報活動の展開も期待できるため、引き続き、非公募により公益財団法人山口市文化振興財団を指定管理候補者とするのが適切であると考えました。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和3年7月6日（火）
指定申請提出期間	令和3年8月2日（月）～令和3年9月22日（水）
選定委員会によるヒアリング及び審査	令和3年10月5日（火）

7 審査の方法

(1) 選定委員会委員

増田 肇	交流創造部長（委員長）
朝水 宗彦	山口大学経済学部教授
松原 清	山口文化協会会長
岡村萬利雄	交流創造部次長
山崎 里恵	文化交流課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

(3) 特定団体ヒアリング

特定団体に対しヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。

実施日 令和3年10月5日（火）

場 所 山口市役所3階第11会議室

(4) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	嘉村磯多生家の会
施設利用者の公平性・平等性が確保されていること	10	5	50	35
施設の効用を最大限に発揮できるものであること	35	5	175	122
管理にかかる経費縮減が図られているものであること	15	5	75	45
施設管理を安定して行う人的、財政的基盤を有していること	25	5	125	79
市の施策に貢献する事業活動に取り組むものであること	15	5	75	55
総 計	100	5	500	336
基 準 点	—	—	300	

9 審査意見

開館50年を迎え施設老朽化などの課題もある中、実績・経験を生かし、限られた予算で市民の芸術文化活動の拠点としての活動を行っている点は評価できます。引き続き、維持管理にあたる施設管理担当職員の能力向上のための研修等に、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、今後は **KDDI 維新ホール**との事業のすみ分けを意識した事業計画や、周辺の環境の変化に対応した新たな活動も必要であり、市民会館の「つよみ」を生かした展開に期待をします。

以上、総合的に判断して、公益財団法人 山口市文化振興財団は山口市民会館の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙 1 指定管理者候補者選定基準

審査項目		審査内容
1 利用者の公平性・平等性の確保 【10点】		
①公の施設を管理運営するにあたっての基本的な考え方		・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。
②利用者の公平・平等な利用を確保するための方策		・施設の利用に当たって平等性・公平性が確保されているか。 ・障がいのある方が利用される際に、障がいに応じた適切な配慮や柔軟な対応ができる見込みがあるか。
2 施設の効用の最大限の発揮 【35点】		
①施設管理の運営方針		・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。
②利用促進に向けた方策		・利用者増加を図るための具体的手法は適切か。 ・貸館の利用が促進されるような方策が提案されているか。
③受託・自主事業の展開		・計画されている事業の内容が多く市の参加が図られる内容となっているか。 ・市内で文化活動をしている市民や団体に対し、日頃の活動成果を発表する場を提供できる内容となっているか。 ・施設として市民に質の高い芸術文化を鑑賞する機会を提供する計画となっているか。 ・集客の方法、広報等考えているか。
④利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策		・利用者ニーズの把握、サービス向上に係る具体的な手法が提案されているか。
⑤苦情対応のための方策		・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。また、対応方法について具体的な提案がなされているか。
3 管理運営費の縮減 【15点】		
①施設維持管理のための方策		・施設維持管理(施設管理・備品管理等)の具体的手法は適切か。
②効率的・経済的な施設管理		・効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。
③収支予算書の妥当性		・収支計画は適正に見積もられているか。実現可能なものとなっているか。
4 施設管理を安定して行う人的、財政的基盤 【25点】		
①適切な職員体制		・業務遂行に適した職員の配置、職務分担がなされているか。 ・適切な勤務ローテーションが提案されているか。 ・事業企画のノウハウを有する職員がいるか。
②職員の指導育成・研修体制		・より良いサービスの提供に向けて、職員の資質の向上に係る取組が計画されているか。
③安定した管理を行うための財政的基盤		・財務状況・経営基盤は健全か。
④危機管理・安全管理体制		・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がなされているか。 ・防犯、防災、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策があるか。
⑤個人情報の取扱い方針及び具体的手法		・個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案となっているか。
5 市の施策への貢献度 【15点】		
①市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績		・市の施策や施設の設置目的(市民の文化の向上及び福祉の増進)を踏まえた具体的提案及び実績があるか。 ・市の環境施策を踏まえた方針や、その他環境配慮への活動が提案されているか。
②地域団体等との連携		・地域活性化に向けた熱意が感じられる団体であるか。 ・地域の関係団体等との連携・協働を行っているか。

※【 】は配点